

第四百四十五回
参議院外交・防衛委員会會議録第二十二号

平成十一年八月九日(月曜日)
午後四時三十四分開会

委員の異動

八月六日
岸 宏一君 補欠選任
岩崎 純三君

八月九日
岸 宏一君 補欠選任
岩崎 純三君

八月九日
岸 宏一君 補欠選任
岩崎 純三君

出席者は左のとおり。

委員長 河本 英典君

理事 依田 智治君

委員 吉村剛太郎君

委員 柳田 稔君

委員 高野 博師君

委員 小泉 親司君

委員 大野つや子君

委員 龜谷 博昭君

委員 佐藤 昭郎君

委員 村上 正邦君

委員 森山 裕君

委員 脇 雅史君

衆議院議員
内閣委員長 二田 孝治君
内閣委員長代理 植竹 繁雄君
内閣委員長代理 北村 哲男君
内閣委員長代理 野呂田芳成君
内閣委員長代理 櫻川 明巧君

事務局長
常任委員会専門員 櫻川 明巧君

本日の會議に付した案件

○自衛隊員倫理法案(衆議院提出)

○委員長(河本英典君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る六日、岸宏一君が委員を辞任され、その補欠として岩崎純三君が選任されました。
また、本日、岩崎純三君及び佐々木知子君が委員を辞任され、その補欠として脇雅史君及び佐藤昭郎君が選任されました。

○委員長(河本英典君) 自衛隊員倫理法案を議題といたします。

まず、提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴取いたします。二田孝治君から
○衆議院議員(二田孝治君) ただいま議題となりました自衛隊員倫理法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。
近年、一部の幹部国家公務員を中心に憂慮すべき不祥事が続発し、このことが公務員に対する国民の信頼を失墜させ、国家公務員に対してかつてないほどの厳しい社会的批判を招来しております。御承知のように、自衛隊員の服務に關しまして

は、自衛隊法においてその服務の根本基準を定め、これに基づき所要の措置が講じられてきたところであり、最近における不祥事の続発する現状を見ると、公務員に対する国民の信頼を確保するためには、これらの措置だけでは不十分であり、したがって、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、より一層適切な措置を講ずることが急務となつていゝと考へ、ここに自衛隊員倫理法案を提出した次第であります。

次に、本案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。
第一に、本案の対象となる自衛隊員は、自衛隊法に規定する常勤の隊員としております。
第二に、自衛隊員が遵守すべき職務に係る倫理原則を法律上明確に規定するとともに、内閣は、この倫理原則を踏まえ、自衛隊員倫理規程を国家公務員倫理規程に準じて定めることとしております。

第三に、内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況等の報告書を提出しなければならないこととしております。
第四に、部員級以上の自衛隊員は、事業者等から贈与等を受けたときまたは報酬の支払いを受けたときは、その価額が一件につき五千円を超える場合に限り、四半期ごとに贈与等報告書を防衛庁長官または防衛施設庁長官に提出しなければならないこととしております。

第五に、本庁審議官級以上の自衛隊員は、株取引等報告書及び所得等報告書を、毎年、防衛庁長官または防衛施設庁長官に提出しなければならないこととする。防衛庁長官は、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の写しを自衛隊員倫理審査会に送付するものとするとしております。
第六に、防衛庁長官及び防衛施設庁長官は、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書を五年間保存しなければならないこととする。何人も、贈与等報告書のうち、その価額が一件につき二万円を超える部分に限り、その閲覧を請求することができることとしております。

第七に、防衛庁本庁に自衛隊員倫理審査会を置くこととし、同審査会は、自衛隊員倫理規程に関する事項等を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を防衛庁長官に建議すること等としております。
第八に、防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する懲戒手続の特例を定めることとしております。

第九に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁にそれぞれ倫理監督官一人を置くこととしております。
なお、この法律は、一部の規定を除いて平成十二年四月一日から施行することとしております。
本案は、衆議院内閣委員会において全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(河本英典君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
これより質疑を行います。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。
自衛隊員倫理法案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(河本英典君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(河本英典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

八月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、安全で安定した食料を供給するためのWTO協定
O協定等の改定提起に関する請願(第四三三〇号)

第四三三〇号 平成十一年七月二十九日受理
安全で安定した食料を供給するためのWTO協定等の改定提起に関する請願

請願者 大阪市住吉区長居東三ノ一〇ノ一
ノ二〇三 梶山多賀 外四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

八月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、自衛隊員倫理法案(衆)

自衛隊員倫理法案

自衛隊員倫理法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 自衛隊員倫理規程(第五条)

第三章 贈与等の報告及び公開(第六―第九
条)

第四章 自衛隊員倫理審査会及び懲戒手続の特
例等(第十―第二十三条)

第五章 倫理監督官(第二十四条)

第六章 雑則(第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることに堪がみ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、「自衛隊員」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第五項に規定する隊員(常勤を要しない者を除く。)をいう。

2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員(第三号から第五号までに掲げる自衛隊員については、防衛庁の職員(給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)以下「給与法」という。)第十一条の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。)をいう。

一 給与法別表第一参事官等俸給表の適用を受ける自衛隊員

二 給与法第四表第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一行政職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のもの

三 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級四級以上のもの

四 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(二)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの

五 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(二)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの

与法別表第六ニ教育職俸給表(四)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの

六 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級四級以上のもの

七 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級三級以上のもの

八 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上のもの

九 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上のもの

十 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第九指定職俸給表の適用を受ける自衛隊員

十一 給与法第四表第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特別に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員

十二 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

3 この法律において、「本庁審議官級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員をいう。

一 給与法別表第一参事官等俸給表の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の指定職の欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

二 給与法第四表第二項の規定により一般職給与法別表第九指定職俸給表の適用を受ける自衛隊員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

三 給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受け

る自衛隊員であつて、同表の陸将、海将及び空将の欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

4 この法律において、「事業者等」とは、法人法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

5 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(自衛隊員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 自衛隊員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみ奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に對し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 自衛隊員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私利私欲のために用いてはならない。

3 自衛隊員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(国会報告)

第四条 内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に關して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自衛隊員倫理規程

第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令(以下「自衛隊員倫理規程」という。)を、国家公務員倫理法(平成十一年法律第 号)第五条第一項に規定する国家公務員倫理規程に準じて定めるものとする

る。この場合において、自衛隊員倫理規程には、自衛隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等自衛隊員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に關し自衛隊員の遵守すべき事項が含まれていなければならぬ。

2 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、自衛隊員の職務に係る倫理に關する訓令を定めることができる。

3 防衛庁長官は、前項の訓令を定めるに当たっては、自衛隊員倫理審査会の意見を聴かなければならない。次項の規定による防衛施設庁長官の求めがあつた場合についても、同様とする。

4 防衛施設庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防衛庁長官に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求めなければならない。

5 内閣は、自衛隊員倫理規程及び第二項の訓令の制定又は改廃があつたときは、これを国会に報告しなければならない。

第三章 贈与等の報告及び公開

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたり又は事業者等と自衛隊員の職務との關係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であつた場合に限る。かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千元を超える場合に限る。)は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛庁

長官(防衛施設庁の職員である自衛隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。以下同じ。)にあつては、防衛施設庁長官)に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となつた事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払つた事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか自衛隊員倫理規程で定める事項

2 防衛施設庁長官は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを防衛庁長官に送付しなければならない。

3 防衛庁長官は、第一項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(株取引等の報告)

第七条 本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年に

おいて行つた株券等(株券等(株券(端株券を含む。)、新株引受権を表示する証券若しくは証券、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下この項において同じ。))の取得又は譲渡(本庁審議官級以上の自衛隊員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官(防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官)に提出しなければならない。

2 防衛施設庁長官は、前項の株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛庁長官に送付しなければならない。

3 防衛庁長官は、第一項の規定により提出を受

けた株取引等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(所得等の報告)

第八条 本庁審議官級以上の自衛隊員(前年一年間を通じて本庁審議官級以上の自衛隊員であつたものに限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官(防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官)に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となつた事実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十二條第二項に規定する総所得金額をいう。及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。))に係る各種所得の金額(同法第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。))

ロ 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税法第三十條第二項に規定する退職所得の金額をいう。))及び山林所得の金額(同法第三十二條第三項に規定する山林所得の金額をいう。))を除く。のうちに、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。))

前項の所得等報告書の提出は、納税申告書(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第

二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。))の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。))の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを防衛庁長官に送付しなければならない。

4 防衛庁長官は、第一項又は第二項の規定により提出を受けた所得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三條の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等(以下「各種報告書」という。))は、これらを受理した防衛庁長官(防衛施設庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあつては、これらを受理した防衛施設庁長官)において、これらを受理すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、防衛庁長官又は防衛施設庁長官に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。))の閲覧を請求することができる。ただし、防衛庁長官が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又

は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

第四章 自衛隊員倫理審査会及び懲戒手続の特例等

(自衛隊員倫理審査会の設置)

第十条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛庁長官の事務を補佐させるため、防衛庁本庁に、自衛隊員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務及び権限等)

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を防衛庁長官に建議すること。

イ 自衛隊員倫理規程に関する事項

ロ この法律又はこの法律に基づく命令(第五條第二項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準に関する事項

ハ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画に関する事項

ニ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する事項

ホ 自衛隊員倫理規程の遵守のための体制整備に關する事項

二 各種報告書の審査を行うこと。

三 次條第一項、第十六條第二項及び第十九條第二項の規定により防衛庁長官の命を受けて、この法律又はこの法律に基づく命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反する行為について調査を行うこと。

四 第五條第三項、第九條第二項ただし書、次條第二項及び第三項、第十四條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む。)、第十五條第一項、第十七條第二項、第十八條第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三條の規定に基づく防衛庁

長官の諮問に応じて意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

2 審査会の組織、委員その他必要な事項については、政令で定める。

(防衛庁本庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による懲戒手続等)

第十二條 防衛庁長官は、自衛隊員(防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に對し、当該行為に關する調査を行うよう命じなければならない。

2 防衛庁長官は、前項の調査の結果、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、審査会の意見を聴かなければならない。

3 防衛庁長官は、自衛隊員(防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表(第七條第一項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。)をすることができる。

(調査の端緒に係る防衛施設庁長官の報告)

第十三條 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を防衛庁長官に報告しなければならない。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛施設庁長官による調査)

第十四條 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に關して調査を行おうとするときは、防衛庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 防衛庁長官は、防衛施設庁長官に對し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛施設庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、防衛庁長官に對し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛施設庁長官に対する調査の要求等)

第十五條 防衛庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に對し、当該行為に關する調査を行うよう求めることができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

料して当該行為に關して調査を行おうとするときは、防衛庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 防衛庁長官は、防衛施設庁長官に對し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛施設庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、防衛庁長官に對し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛施設庁長官に対する調査の要求等)

第十五條 防衛庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に對し、当該行為に關する調査を行うよう求めることができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

(共同調査)

第十六條 防衛庁長官は、第十四條第二項(前條第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に關し、防衛施設庁長官と共同して調査を行うことができる。この場合において、防衛庁長官は、防衛施設庁長官に對し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

2 防衛庁長官は、前項の調査を行う場合には、審査会に對し、防衛施設庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければならない。

(防衛施設庁長官による懲戒処分の概要の公表)

第十八條 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

2 防衛庁長官は、防衛施設庁長官が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に對し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べることができる。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による調査)

第十九條 防衛庁長官は、第十三條の報告又はその他の方法により防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に關し特に必要があると認めるときは、当該行為に關する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛庁長官は、あらかじめ、防衛施設庁長官の意見を聴かなければならない。

2 防衛庁長官は、前項の調査を行う場合には、審査会に對し、当該調査を行うよう命じなければならない。

3 防衛庁長官は、第一項の決定をしたときは、防衛施設庁長官にその旨を通知しなければならない。

4 防衛施設庁長官は、前項の通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

5 防衛施設庁長官は、第三項の通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつて自衛隊員に對する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛庁長官に協議しなければならない。ただし、次條第

二項の規定による懲戒処分を受けたとき又は第二十二條の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分の勧告等)

第二十条 防衛庁長官は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 防衛庁長官は、前条の調査の結果、防衛施設庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

3 防衛施設庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛庁長官に対し、報告しなければならない。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による懲戒処分)

第二十一条 防衛庁長官は、第十九條の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一條第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となっている自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第二十二条 防衛庁長官は、第十九條の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を防衛施設庁長官に通知するものとする。

(防衛庁長官による懲戒処分の概要の公表)

第二十三条 防衛庁長官は、第二十一條の規定により懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

第五章 倫理監督官

第二十四条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。

3 倫理監督官は、前項に規定する職務を行うに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

第六章 雑則

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章の規定 公布の日

二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第二条 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

第三条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に行つた株取引等について適用する。

第四条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項第三号中「又はこの」を若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第 号)又はこれらの」に改める。

第六十五條中「本節」の下に「又は自衛隊員倫理法」を加える。

平成十一年八月十九日印刷

平成十一年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K